

令和6年2月15日

公開質問状

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館 環境省
環境大臣 伊藤信太郎 殿

環境大臣に西表島の自然環境について公開質問状を2021年に出し、回答を頂きました（下記サイト）。回答に環境保全の取り組みが書かれていましたが、この取り組みが作文に留まり、保全は全く進んでいません。このため再度、公開質問状を出すことにしました。前回の質問状と重複しますが、ご検討頂き実効が伴う保全策を遂行して頂きたい。

<http://iriomote.image.coocan.jp/0L.pdf>

ウミシヨウブ藻場

西表島北西部の崎山湾では2004年まで健全なウミシヨウブ藻場が約23ha存在すると推測されていましたが、この藻場が2011年までに半減しました。アオウミガメの食害によります。食害は以後も継続し、2018年以降には藻場全域に及び、2022年に藻場はほぼ消失（注）しました。同じく北西部の網取湾では2009年に藻場の衰退が確認され、2013年に藻場はほぼ消失しました。島の北側中西部の美田良・祖納の海岸では2017年に食害が確認され、2023年にほぼ消失しました。北側中東部の高那海岸では2021年に食害が藻場全域に及び、今から2年後に藻場は消失しそうです。北東部の野原海岸には健全なウミシヨウブ藻場が残っていますが（食害進行中の2021年で少なくとも5ha）、来春までに食害が藻場全域に及び、2029年までに藻場は消失しそうです。環境省によると西表島の東部に健全なウミシヨウブ藻場が残っているそうですが、食害が西から東に進んだことから、東部でも食害が進行していると推察されます。なお、島の南側は地形の関係で大規模な藻場は存在しません。南東部でも食害が確認されています。（注）ほぼ消失：極めて貧弱な株が点在しますので、この様に書きましたが、この状態から健全な藻場が回復することは、極めて難しいと推測しています。

環境省は2019年に崎山湾に設置した小規模なウミガメ食害防止柵によって、柵の設置が藻場回復に有効なことを理解していました。その後、毎年小規模な柵を同湾に設置し、2023年に100m×300mの方形柵を設置しました。既にほぼ消失した海域に大規模な柵を設置しても藻場が回復するかは、はなはだ疑問です。ウミシヨウブ藻場は定着しやすい場所に育った株が地下茎を伸ばして生育域を徐々に広げることによって形成されたと推測されるからです。今後、移植実験をするそうですが、健全株による庇護の無い移植株は台風等の波浪で活着は極めて難しいでしょう。活着させるには移植株が動かない様にするために膨大な経費が必要になります。2020年に崎山湾を仕切るような柵（600m）を設置していたら、2021年に湾全域で健全株が見られたことでしょう。

健全なウミシヨウブ藻場が残り、この周りに食害の期間が短かった株が残っている北東部と東部で、早急に大規模な食害防止柵を設置すべきです。あるいは、少額で設置可能な小規模な柵をパッチ状に配置することを提案します。パッチ状域を起点に回復が進みます。環境省はこれまで藻場保全に非論理的な保全計画を策定し、これに固執しています。

1) 環境省は保全活動を崎山湾だけに限って進めています。回復に疑問符がつく崎山湾で経費を使うよりも、確実に回復が期待できる藻場での保全を優先すべきです。崎山湾が自然環境保全地域に指定されているという理由だけで、今後もこの湾に限定した回復活動を続けるのでしょうか。BBCが今年ウミシヨウブの撮影を野原海岸でするそうです。何も対策をせずに藻場が消失したら国際的な失態となります。

2) ウミガメの食害によって、西表島（および石垣島）で、膨大量のウミシヨウブの葉・地下茎・根が枯れて散乱しました。これは、葉等に蓄えられていた二酸化炭素（固定化された二酸化炭素）が放出されたことを意味します。環境省は二酸化炭素の放出削減に取り組んでいますが、藻場が砂漠化する現状を良しとするのでしょうか。

イリオモテヤマネコ、希少植物、水生昆虫

西表島では良好な自然環境の維持、劣化した自然環境の回復を積極的に進めなければならない状況です。ウミシヨウブ藻場は早急な対策を必要としている最たる例ですが、イリオモテヤマネコ等についても積極的な活動が必要です。

ヤマネコの保全活動については交通事故防止の一辺倒です。事故防止はヤマネコの頭数減少（事故死）を軽減する活動で重要ですが、一方で、頭数を増やす活動を合わせて進める必要があります。良好な生息域の確保となりますが、入域制限等をするとともに休耕田等を利用して狩場を増やすべきです。現行の保全計画を進めてきた結果、個体数の増減が無いので、このまま現行計画を継続すると聞いています。危機管理が甘いのではないのでしょうか。イリオモテヤマネコは遺伝的多様性が低いので、何らかの外圧で一気に個体数が減る可能性があります。ヤマネコの交通事故が最近少ない状況は、コロナ禍で交通量が減ったこと、事故防止のキャンペーンによるのでしょうか、そもそも全個体数が減ったために事故が減ったという推測も考慮する必要があります。現在の保全策は一学派によっている、と言っても過言ではありません。海外の様々な野生ネコの研究者、保全活動家を招いて意見交換をし、施策に反映すべきです。このようにしておく、例えヤマネコが絶滅した時でも国際的な非難が少なくてすみます。

島内には密漁防止と書いたのぼりが立ち、こう書かれた車が走っています。密漁防止は希少生物の人為的減少を防止するものです。希少種の数を増やす活動ではありません。数を増やす施策も同時に進めることが本来の保全策です。のぼりを立てたり、車を走らせることは目立ちますので保全活動が十分に展開されていると多くの方が誤解をしてしまいます。

西表島の希少植物を絶滅から回避するために他の場所で育てる（移植か施設での栽培）をする事業があるか、関係機関に問い合わせをしました。回答の無かった機関がありますが、まず間違いなくこの事業はありません。水生昆虫について、複数の池を造って保全に関与していますが（池はヤマネコの狩場にもなります）、池の造成で絶滅に瀕している多くの水生昆虫の保全が確実に進むことを研究者から聞いています。ただし、造成池では過剰な植物繁茂の課題があり、来島する研究者は池を良い状態に維持するために労力を費やしています。前回の公開質問状の回答に「環境省としても地域の方との協働により放棄田にため池を創出する取組を実施しているものの、その後の維持管理等も踏まえると継続的な実施には課題もあるのが現状です」とありました。環境省関わった池の造成は連携組織とのか所だけで、追加の造成は無いと理解しています。

3) 環境省は希少生物の保全のために、両輪の一方である個体数を増やす活動－希少植物の移植・栽培活動、水生昆虫の生息地とヤマネコの狩場ともなる池の造成活動－を今後も展開しないのでしょうか。

外来植物、除草剤散布

世界自然遺産登録の書類を見ると外来植物の駆除を進めることになっていますが、西表島の現状としては、個体数の少なかった特定外来植物の駆除とギンネム（重点対策外来種）の部分的な駆除が行われたに過ぎません。ギンネム駆除については実質的な成果が出ていません。行政を含めて地域のほとんどの人が外来植物を認識できません。このことが外来植物の駆除が進まない最大の理由です。従って、極めて多種の膨大な外来植物が繁茂していることが理解されていません（2022年に57科248種の報告があります）。繁殖力の高いランタナ（重点対策外来種）、ヒルザキツキミソウ、キバナツルネラは綺麗な花をつけるので残されたり、積極的に植えられたりします。まず、多くの人が生態系に脅威となる外来植物を認識しなければなりません。

西表島内では、以前と比べて県道・町道沿い、水路沿い、私有地で除草剤散布によって枯れた植物が目立ちます。除草剤散布が行われた状態を頻繁に見ると、安易な散布が誘発されるのではと懸念します。直接的、間接的に生態系に悪影響を及ぼす除草剤散布は必要以外では避けるべきです。散布は景観も著しく悪くします。なお代替として、遊休地等に在来種のコウシュンシバ（市場名コウライシバ）を植えることを勧めています（下記サイト）。

<http://iriomote.image.coocan.jp/Revised2022/Zoysia%20matrella/Zoysia%20matrella.html>

4) 生態系に脅威を及ぼす外来植物を地域住民に説明し、この様な外来植物が私有地を含めて生えないように、また必要以外の除草剤散布を控えるように広報誌等で伝えるべきです。この提案に対して「行政として規制根拠が無い行為について自粛を呼びかけるにはどうしてもハードルがあります」と環境省から後ろ向きの回答を頂きました。これを公式な回答として理解してよろしいでしょうか。

課題の保全活動が進まない理由として予算が無い、との説明を環境省から何度も聞きました。予算が計上できないのならば、この旨を公表すべきです。こうすることによって課題が解決されないままであること、深刻化する可能性があることが知れ渡り、他の機関・団体が活動を展開するかもしれません。保全全般に対する環境省の真摯な対処を期待します。

参考：環境省による西表島自然環境の劣悪化、これを批判できないマスコミ

<http://iriomote.image.coocan.jp/FB20221006.pdf>

〒907-1542 沖縄県八重山郡竹富町字西表 671 番地

西表在来植物の植栽で地域振興を進める会
高相徳志郎